

## (25) 第21回組合費公判

## (26) 第5回「6・12控訴審」開かれる

## 日刊 動労千葉

84.12.17

No.1820

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九二五六・(公衆)〇四七二二二七〇七

## 動労「本部」革マルの動労千葉破壊攻撃に痛打

十二月五日「組合費公判」、十日「6・12控訴審公判」と連続して公判闘争が多数の傍聴動員者を結集して闘われた。卑劣な動労「本部」革マルによる動労千葉破壊攻撃をこなごなにうちくだき、各々の公判においても完全勝訴をかちとるべく結集した傍聴者は弁護団と一緒にとなつて闘いぬいた。

## 費判組合公

「あづかり金だから返せ」なる動労「本部」側こじつけをことごとく論破

——中野委員長が証言——

第21回「組合費公判」は、前回九月二六日にひきつづき中野委員長が証人として出廷し、主尋問と動労「本部」側弁護士による反対尋問がおこなわれた。

まず主尋間にたつた中野委員長は、動労「本部」側の「あづかり金だから返せ」との主張がことごとく根拠のないものであり、規約・慣行・道義等のあらゆる点にてらしても動労千葉の判断と処置が全く正当であることを明確に証言した。

すなわち、動労「本部」側が「返還」を要求している「一九七八年十二月以降—翌年三月迄の組合費」は、動労千葉が「新組合の結成準備資金」として徴収したものであり、動労「本部」へ「返還」すべき対象の組合費ではないことを明らかにした。特に、その証言を裏づけるものとして、動労中央委員会の暫定予算書を証拠として提出すると動労「本部」弁護団は一様に顔を青ざめると

いう場面が見られた。これは、動労「本部」側の主張をくつがえすものであるからだ。

革マル弁護士、まともに反対尋問もできず

これに対し反対尋問にたつた革マル弁護士寺崎は、動労千葉が主張する相殺の抗弁を崩そうと必死に尋問をしたが、かえって中野委員長の前回公判での証言を補充するものとなってしまい、ただただ、「明治公園事件」をとりあげての、自らの告訴路線＝警察・革マル連合ぶりを吐露することにきゅうきゅうとする慘たんたる結果に終つてしまつたのである。

次回公判も中野証言を中心に闘われる。更に動労「本部」側主張を粉碎して勝ち進もう。

## 「共同暴行意志行為」は全くなし

——山下津田沼支部長が証言——

「6・12控訴審・第5回公判」は、検察側の「高石正博、山下幸は、本件当時いずれも動労千葉の役員であった者で、本件当時共犯者の立場で被告人らと行動を共にしていたもので、適正な証言が得がないおそれがある」等という苦しまぎれのデタラメなケチつけに反対意見を打ちやぶり、

山下津田沼支部長の証言が実現した。

この日、山下証人は、原審判決にある「第一現場での共同暴行意思行為」なるものは存在しなかつたことを明らかにした。

さらに吉岡本部執行委員が帰任者山田亘君を佐藤次男（当時、仙台地本書記長）から引渡しをう

次回（12・24）最終弁論へ結集しよう

けたのち、個人的論争があつたにすぎず、「暴力行為」は全くなかつたことを証言した。

従つて、片岡、吉岡（一）、篠塚三君については当然無罪である旨を明らかにした。

「6・12控訴審」は、いよいよ次回最終弁論をもつて結審となる。

動労「本部」革マルのデッヂ上げ告訴を弾劾し、三君の無罪獲得へむけて全力で次回公判へ結集し